

特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和7年7月24日

2 発生日

令和7年6月21日（土）から令和7年6月22日（日）までの間

3 被害品

現金合計80万円

4 被害者

橋本市内居住 60代 男性

5 状況

令和7年6月21日、内閣府の職員を名乗る男から被害者の携帯電話に、「あなたの携帯電話に保存されているアプリが他の携帯電話にウイルスを感染させています。感染させた者から裁判を起こされており、示談金として30万円を支払うことで裁判を止めることができます。」などといった電話が架かってきました。

被害者が示談金を支払う旨を伝えると、さらに相手から、「あなたの携帯電話から別のウイルスを2つ感染させられたと言っています。この件も裁判を起こそうとしており、示談金としてそれぞれ20万円と30万円を支払えば裁判を起こされずに済みます。」などと言われ、相手の言うことを信じ、令和7年6月21日及びその翌日に、3回に分けて現金合計80万円を相手から指定された口座に振り込みました。

その後、相手から、「口座が必要になる。」などと言われたため、自分の古い口座が有効であるかどうかを銀行に問い合わせたところ、行員から「詐欺かもしれない。」と言われ、本日、当署に届け出たものです。

6 その他

和歌山県警察では、

特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル

その話ホンマに大丈夫？かけて損なし『ちょっと確認電話』

電話番号 0120-508（これは）-878（わなや）

を開設（24時間）しています。

有名人を騙って「必ず儲かる」、「投資の仕方を教えてあげる」、見知らぬ人から「友達申請」や「必ず儲かる」、「電子マネーを買って番号を教えて」、「キャッシュカードを渡して」、「保険料を還付します」といったことを電話やメール、SNSで受ければ、すぐにちょっと確認電話にて確認してください。